

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策助成金交付要綱

令和6年12月16日制定

公益社団法人鹿児島県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、高病原性鳥インフルエンザに対する防疫対策を図るため、本要綱で定める物品を購入した会員事業者（以下「会員」という。）に対し、その費用の一部を助成するための必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、次条に掲げる物品を購入した会員とする。
年度途中に入会した場合は、入会日以降に購入したものとする。
ただし、会費未納又は社会保険等の未加入会員は除くものとする。

(助成対象物品)

第3条 助成対象物品は、別表1に定めるものとし、2月末日までに購入・支払いが終了したものと
する。

(助成額)

第4条 助成額は、消費税を除く助成対象物品の購入費用とし、1会員あたりの助成限度額は、別表2のとおりとする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、令和6年10月1日から令和7年2月末日までとする。

(実績報告及び助成金交付の請求申請)

第6条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策助成事業実績報告書（助成金交付申請書）（様式1）
- (2) 請求書（写）（購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの）
- (3) 支払いを証明できるもの（領収書（写）又は振込依頼書（写）等）
- (4) その他当協会が必要と認めるもの

(助成金の交付決定)

第7条 当協会は、前条に基づく会員から実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 当協会は、次のいずれかに該当するときは、会員に対し、既に交付した助成金の返還を求め
ることができる。

- (1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は令和6年12月16日に施行する。

別表1 (助成対象物品)

(1) 消石灰
(2) 消毒液
(3) その他高病原性鳥インフルエンザ防疫対策物品

別表2 (助成額)

登録台数 (被けん引車を除く)	助成金額 (限度額)
(1) 20台未満	2万円
(2) 20台以上50台未満	3万円
(3) 50台以上80台未満	4万円
(4) 80台以上	5万円

※登録台数(被けん引車を除く。)は、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数(新規入会会員は、入会時の登録台数)とする。